

第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

平成28年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、27年に比べ44件減少し、303件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は12件であり、27年に比べ4件の減少となった（第13表参照）。新規申立件数303件のうち、合同労組事件の新規申立件数は215件で、新規申立件数に占める割合は71.0%となっており、27年より減少している。（第14-1表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は108件と27年に比べ4件増加（地方公務員等公務関係事件は7件）となっており、取下・和解件数は219件と27年に比べ42件の減少（地方公務員等公務関係事件は5件）となり、その結果、次年への繰越件数は532件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

年	区分	係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
計	26	575	371	946	259	111 ①	-	370 ①	576
	27	576	347	923	261	104	-	365	558
	28	558	303	861	219 ①	108 ②	2	329 ③	532
業 う 関 ち 係 民 事 間 件 企	26	411	354	765	252	100 ①	-	352 ①	413
	27	413	331	774	254	91	-	345	399
	28	399	291	690	214 ①	101 ②	-	315 ③	375

（注）○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

平成28年における新規申立件数は303件であり、27年の347件に比べ44件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は291件で、27年の331件に対し40件の減少となっている（第1表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件は12件で、27年の16件に対し4件の減少となっている（第13表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が97件（27年117件）で最も多く、次いで大阪70件、神奈川29件、北海道22件、福岡9件などの順となっている。また、民間

企業関係事件についてみると、東京が 97 件（27 年 111 件）で最も多く、次いで大阪 67 件、神奈川 26 件、北海道 22 件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、岩手、神奈川、大阪が 3 件となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数 303 件を申立人別にみると、組合申立てが 288 件（新規申立件数の 95%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが 7 件（同 2%）、個人申立てが 8 件（同 3%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが 282 件（民間企業関係事件新規申立件数の 97%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て 6 件（同 2%）、個人申立て 3 件（同 1%）の順となっている（巻末統計表第 3-1 表及び第 3-2 表参照）。

ハ 労組法第 7 条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 291 件を労組法第 7 条該当号別に重複集計してみると、2 号関係事件 216 件（民間企業関係事件新規申立件数の 74%）、3 号関係事件 138 件（同 47%）、1 号関係事件 115 件（同 40%）、4 号関係事件 4 件（同 1%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2 号事件が 113 件（同 39%）で最も多く、次いで 2・3 号事件 41 件（同 14%）、1・2・3 号事件 38 件（同 13%）、1・3 号事件 36 件（同 12%）などの順になっている（巻末統計表第 4-2 表参照）。

ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 291 件を企業規模別にみると、49 人以下が 93 件（民間企業関係事件新規申立件数の 32%）で最も多く、次いで 100 人以上 499 人以下が 69 件（同 24%）、50 人以上 99 人以下が 38 件（同 13%）、1,000 人以上が 36 件（同 12%）、500 人以上 999 人以下が 17 件（同 6%）の順となっている（巻末統計表第 5-2 表参照）。

ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数 303 件を産業大分類別にみると、製造業が 48 件（同 16%）で最も多く、次いで医療、福祉が 44 件（同 15%）、運輸業、郵便業が 42 件（新規申立件数の 14%）、サービス業が 34 件（同 11%）などの順になっている。さらにこれらの中分類でみると、社会保険・社会福祉・介護事業が 30 件（同 10%）、道路貨物運送業が 18 件（同 6%）、医療業 13 件（同 4%）、職業紹介・労働者派遣業 12 件（同 4%）などの順となっている（巻末統計表第 6-1 表参照）。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

平成 28 年における終結件数は 329 件であり、27 年の 365 件に比べ 36 件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 315 件で、27 年の 345 件に比べ 30 件減少し、地方公務員等公務関係事件は 12 件で、27 年の 20 件に比べ 8 件の減少となっている（前掲第 1 表及び第 13 表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 108 件（終結件数の 33%）、取下・和解によるものが 219 件（同 67%）となっている。これを民間企業関係事件についてみ

ると、命令・決定によるものが 101 件（民間企業関係事件終結件数の 32%）で、27 年に比べ 10 件増加し、取下・和解によるものが 214 件（同 68%）で、40 件減少している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 104 件で最も多く、次いで大阪 69 件、神奈川 39 件、北海道 15 件、愛知 12 件、などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 103 件、大阪 64 件、神奈川 36 件、北海道 15 件、愛知 12 件などの順となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

以上の結果、28 年の未処理件数（29 年への繰越件数）は 532 件で、前年からの繰越件数 558 件に対し、26 件の減少となっている。

なお、28 年における終結率 $\left[\frac{329}{861} \times 100\right]$ は 38%であり、27 年の 40%に対して 2 ポイント減となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は 375 件で、前年からの繰越件数 399 件に対し 24 件減少しており、その終結率は 46%と 27 年の 46%と同じであった（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数 108 件の内訳をみると、一部救済命令が 46 件（前年 43 件）で最も多く、次いで全部救済命令 33 件（同 25 件）、棄却命令 24 件（同 33 件）、却下決定 5 件（同 3 件）の順となっている（巻末統計表第 2-1 表参照）。

ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数 182 件のうち、関与和解によるものが 138 件（27 年 180 件）、無関与和解によるものが 44 件（同 26 件）で、27 年（206 件）に対し 24 件の減少となっている（巻末統計表第 2-1 表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第 1 回調査に入るまでの段階が 9 件（和解による終結件数の 5%）、第 1 回調査から第 1 回審問前までの段階が 142 件（同 78%）、第 1 回審問から結審前までの段階が 23 件（同 13%）、結審以降が 8 件（同 4%）となっている（第 2-1 表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立から第 1 回審問前の 151 件では関与和解が 115 件（審問前終結 151 件の 76%）、無関与和解が 36 件（同 24%）であり、第 8 回審問以降の 31 件では、関与和解が 23 件（審問以降終結 31 件の 74%）、無関与和解が 8 件（同 26%）となっている。

なお、労働組合法第 27 条の 14 第 2 項の規定に基づく和解認定の申立件数は 8 件であり、すべてが認定された。このうち、同条第 4 項の規定に基づく和解調書は 6 件作成されており、同条第 6 項の規定に基づく執行文の付与は 0 件であった（第 2-2 表参照）。

また、民間企業関係事件の和解により終結した 177 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 79 件、2 号関係事件 142 件、3 号関係事件 94 件、4 号関係事件 6 件となっている（1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない）（第 2-3 表参照）。

第2-1表 和解事件の段階別最終結件数（初審）

（単位：件、％）

年	区分	審問前		第1回審問以降		計
		申立から第1回調査に入るまでの段階	第1回調査から第1回審問までの段階	第1回審問から結審前までの段階	結審以降	
24		7 (4)	156 (80)	20 (10)	12 (6)	195 (100)
25		8 (4)	138 (75)	27 (15)	12 (7)	185 (100)
26		11 (6)	169 (79)	26 (12)	9 (5)	215 (100)
27		5 (3)	161 (88)	28 (15)	12 (7)	206 (113)
28		9 (5)	142 (78)	23 (13)	8 (4)	182 (100)
	うち関与和解	0 (0)	115 (81)	19 (83)	4 (50)	138 (76)
	うち無関与和解	9 (100)	27 (19)	4 (17)	4 (50)	44 (24)

第2-2表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

年	区分	和解件数	和解認定申立	和解認定			不認定
					うち和解調書作成		
						うち執行文付与	
26		215	2	2	1	1	0
27		206	4	4	2	0	0
28		182	8	8	6	0	0

（注） 分離事件（1件）を除く。

第2-3表 労組法第7条該当号別最終結（和解）件数〔民間企業関係〕

（単位：件）

年	区分	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
26		95	175	98	8	210
27		91	161	100	11	205
28		79	142	94	6	177

（注） 1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数（和解件数合計）と一致しない。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件79件の内訳は、関与和解が51件、無関与和解が28件となっている。そのうち解雇事件の和解内容を見ると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは3件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計8件（解雇事件の和解22件の36%）などとなっている（第3表参照）。

第3表 解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(79) 22	(51) 11	(28) 11
職場に復帰したものの	小 計	3	2	1
	解雇撤回・原職復帰	2	2	0
	再 採 用	1	0	1
職場を去ったものの	小 計	8	6	2
	解雇取消・依願退職	5	3	2
	解 雇 承 認	3	3	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）		11	3	8

（注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ()内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件142件の内訳は、関与和解113件、無関与和解29件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの102件（2号関係事件の和解142件の72%）、団交ルールを決めた28件（同20%）などとなっている（第4表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	142	113	29
今後の団交を約した	2	2	0
団交ルールを決めた	28	27	1
申立後団交した	9	5	4
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	102	79	23
そ の 他 （ 含 不 明 ）	1	0	1

（注）民間企業関係事件のみを集計した。

3号関係事件94件の内訳は、関与和解70件、無関与和解24件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの43件（3号関係事件の和解内容の総数120件の36%）、不利益・支配介入を是正することで和解したもの43件（同36%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(94) 120	(70) 95	(24) 25
不利益・支配介入を是正することで和解	43	42	1
紛争事項を今後協議（含事前協議制履行）	4	4	0
団交ルールを設定又は団交を約束	9	9	0
解決金支払	43	37	6
その他（含不明）	21	3	18

- (注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。
 2 ()内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。
 3 1つの事件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

(4) 審査の状況

イ 処理日数

平成28年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では651日（27年647日）、取下・和解では319日（同325日）、総平均では429日（同417日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに増加している（巻末統計表第7-1表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では673日（27年670日）、取下・和解では320日（同327日）、総平均では433日（同417日）となっている。

また、終結件数327件のうち1,000日以上を要した事件は23件である（巻末統計表第8-1表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が377日（27年375日）、第1回審問から結審前までの期間が157日（同158日）、結審から命令書交付までの期間が164日（同145日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が54%と最も長く、次いで、結審から命令書交付までの期間が24%、第1回審問から結審前までの期間が22%の順となっている（第6表参照）。

第6表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
24	283 (49)	140 (24)	160 (27)	583 (100)
25	368 (52)	176 (25)	170 (24)	714 (100)
26	333 (51)	186 (29)	129 (20)	648 (100)
27	375 (55)	158 (23)	145 (21)	678 (100)
28	377 (54)	157 (22)	164 (24)	698 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

平成28年中に終結した初審事件327件について、終結事由別に、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が5.5回（27年5.5回）、審問回数が1.3回（同1.1回）、証人数は1.6人（同1.3人）となっている。取下・和解事件では、調査回数は関与和解事件（4.9回）が、審問回数は無関与和解事件（0.8回）が、証人数は無関与和解事件（0.9人）がそれぞれ最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数いずれも命令事件（それぞれ7.4回、3.3回、3.8人）が最大となっている（第7表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	27	365	55	26	180	101	3
	28	327	37	44	138	103	5
一件当たりの 平均調査回数 (回)	27	5.5	3.7	3.7	5.3	7.5	2.0
	28	5.5	4.7	4.2	4.9	7.4	1.4
一件当たりの 平均審問回数 (回)	27	1.1	0.0	0.7	0.5	3.0	0.7
	28	1.3	0.3	0.8	0.3	3.3	0.0
一件当たりの 平均証人数 (人)	27	1.3	0.0	0.7	0.7	3.2	0.7
	28	1.6	0.4	0.9	0.6	3.8	0.0

（注）移送事件（2件）は除いている。

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成28年中の初審の証人等出頭命令は、新規申立があった5件が係属し、そのうち4件が却下され、認容決定が1件となっている。

また、初審の物件提出命令は、前年からの繰越し0件、新規申立件数5件の合計5件が係属し、1件が却下され、1件が取下・打切となった（巻末統計表第9-3表参照）。

二 審問を経ないで命令を発した事件

平成 28 年中に終結した初審事件 327 件のうち、労委規則第 43 条第 4 項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は 4 件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

平成 28 年中に初審において、労委規則第 45 条の 8 及び第 45 条の 9 の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は 8 件あり、全て勧告が受諾されている。

へ 審査の期間の目標の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成 28 年中に交付された初審の命令・決定書数は 99 件(27 年 94 件)である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は 54 件(同 50 件)、行政訴訟が提起されたものは 9 件(同 7 件)となっている(第 8-3 表参照)。ちなみに、その不服率は 63.6%であり、27 年の 60.6%と比較して微増している。

第 8-1 表 初審命令書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分	命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
24	103	30	73	70.9
25	114	26	88	77.2
26	101	38	63	62.4
27	94	37	57	60.6
28	99	36	63	63.6
28年命令・ 決定内訳	全部救済	32	14	56.3
	一部救済	40	13	67.5
	棄却	22	9	59.1
	却下	5	0	100.0

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

（単位：本、％）

年	区分	命令・決定		行訴提起	再審査申立	行訴提起率	再審査申立率
		書数 (A)		件数 (B)	件数 (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
	平成24年	103		9	64	8.7	62.1
	25年	114		12	78	10.5	68.4
	26年	101		15	52	14.9	51.5
	27年	94		7	50	7.4	53.2
	28年	99		9	54	9.1	54.5
	小計	511		52	298	10.2	58.3

（注）（A）は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

（B）は、（A）のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

（C）は、（A）のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

（単位：本、％）

年	区分	命令・決定書数 (A)	不服合計 (B)	再審査申立			行政訴訟提起			再(労)	再(使)	再(双)	再(労)	再(労)	不服率 (B)/(A)
				労	使	双	労	使	双	行(使)	行(労)	行(労)	行(労)	行(双)	
	24	103	73	30	24	10	3	6	-	-	-	-	-	-	70.9
	25	114	88	24	38	14	2	8	-	2	-	-	-	-	77.2
	26	101	63	15	27	6	2	8	1	3	-	-	1	-	62.4
	27	94	57	18	22	10	3	4	-	-	-	-	-	-	60.6
	28	99	63	19	21	14	1	8	-	-	-	-	-	-	63.6

次に、不服状況を労使別にみると、99件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書67件（27年72件）に対して、再審査申立てが19件（同25件）、行政訴訟提起は1件（同3件）であり、その不服率は30%（同39%）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書72件（27年60件）に対して、再審査申立てが35件（同32件）、行政訴訟提起が8件（同4件）であり、その不服率は60%（同60%）となっている（第9表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

（単位：本、％）

年	区分	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
		対象命令・決定書数	再審査	行訴	再審査・行訴	不服率	対象命令・決定書数	再審査	行訴	不服率
	24	86	40	3	-	50	58	34	6	69
	25	84	37	2	-	46	86	52	10	72
	26	74	24	3	1	38	64	33	12	70
	27	72	25	3	-	39	60	32	4	60
	28	67	19	1	-	30	72	35	8	60

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成 28 年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越 121 件に新規申立て 76 件(27 年 60 件)を加えた 197 件となっており、係属件数は前年に比べ 1 件の減少となった。

新規申立て 76 件の内訳は、運輸業の 26 件(27 年 8 件) が最も多く、次いで医療, 福祉が 12 件(同 2 件)、製造業が 10 件(同 9 件) と続き、地方公務員等公務関係事件は、1 件(同 7 件)となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが 34 件(27 年 27 件)、使用者側申立てが 42 件(同 32 件)となっている。

一方、終結件数は 86 件(27 年 77 件)で、この結果、未処理件数 111 件(同 121 件)が次年に繰り越された。終結件数 86 件の内訳は、取下・和解によるものが 46 件(終結件数の 53%)、命令・決定によるものが 40 件(同 47%)となっている(第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数(再審)

(単位: 件)

年	区分	係属状況			終結状況			次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総計	22	115 (1)	68 (2)	183 (3)	26 (0)	48 (1)	74 (1)	109 (2)
	23	109 (2)	89 (3)	198 (5)	35 (1)	36 (1)	71 (2)	127 (3)
	24	127 (3)	75 (4)	202 (7)	56 (2)	46 (2)	102 (4)	100 (3)
	25	100 (3)	94 (7)	194 (10)	40 (0)	24 (3)	64 (3)	130 (7)
	26	130 (7)	60 (7)	190 (14)	24 (0)	28 (4)	52 (4)	138 (10)
	27	138 (10)	60 (7)	198 (17)	36 (3)	41 (8)	77 (11)	121 (6)
	28	121 (6)	76 (1)	197 (7)	46 (2)	40 (4)	86 (6)	111 (1)

(注) 1. ()内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、平成 28 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 37 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった(第 10-2 表参照)。

第10-2表 和解の認定件数(再審)

(単位：件)

区 分 年	和解件数	和解認定 申 立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行 文付与	
26	19	16	16	0	0	0
27	31	26	26	1	0	0
28	40	37	37	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、平成25年11月、審査の期間の目標を改定し、26年から28年までの3年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中央労働委員会に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

28年の達成状況については、28年1月以降の係属事件172件のうち、28年末までに終結した事件は85件(平均処理日数546日)、このうち1年3か月以内に終結した事件は43件(全体の50.6%)となっている(巻末統計表第9-5表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、24件が翌年に繰り越された(巻末統計表第9-6表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

平成28年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では815日(27年745日)、取下・和解では453日(同481日)、総平均では621日(同621日)となっており、命令・決定は70日増加し、取下・和解で28日減少し、全体として前年同数となった(巻末統計表第7-1表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が683日、第1回審問から結審前までの期間が7日、結審から命令書交付までの期間が305日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が69%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が31%、第1回審問から結審前までの期間が1%の順となっている(第11-1表参照)。

第11-1表 命令・決定事件（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

年	区 分	申立てから 第1回審問前ま での期間	第1回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
25	535 (67)	32 (4)	236 (29)	803 (100)	
26	370 (65)	10 (2)	191 (33)	571 (100)	
27	504 (61)	9 (1)	308 (38)	821 (100)	
28	683 (69)	7 (1)	305 (31)	995 (100)	

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11-2表のとおりであり、命令事件では、調査回数5.4回（27年5.3回）、審問回数は0.7回（同0.6回）、証人数は1.3人（同1.0人）と調査回数、審問回数及び証人数のいずれも増加した。また、関与和解事件においては、調査回数は5.9回（同7.7回）、審問回数は0.3回（同0.3回）、証人数は0.8人（同0.5人）と調査回数は減少し、証人数は増加した（第11-2表参照）。

第11-2表 審査状況（再審査終結事件）

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	27	77	5	0	31	41	0
	28	86	6	0	40	39	1
一件当たりの 平均調査回数 (回)	27	6.2	3.2	-	7.7	5.3	-
	28	5.4	3.5	-	5.9	5.4	1.0
一件当たりの 平均審問回数 (回)	27	0.4	0.0	-	0.3	0.6	-
	28	0.4	0.0	-	0.3	0.7	0.0
一件当たりの 平均証人数 (人)	27	0.7	0.0	-	0.5	1.0	-
	28	1.0	0.0	-	0.8	1.3	0.0

ハ 証人等出頭命令等の状況

平成28年中の再審査における証人等出頭命令及び物件提出命令は、前年からの繰越しはなく、それぞれ新規申立てがあった1件が係属し、いずれも29年に繰越となった（巻末統計表第9-3表参照）。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

平成 28 年中に、労委規則第 45 条の 8 及び第 45 条の 9 の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は 1 件あり、当事者が勧告の内容を受諾し、和解で終結した。

(4) 不服の状況

平成 28 年中に交付された命令・決定書数は 29 件(27 年 33 件)である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、10 件(同 9 件)であった。

不服率は 34.5%(同 27.3%)となっている(第 12 表参照)。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

(単位：本、%)

年・区分		命令・ 決定書数 (A)	不服申立 なし	不服申立 あり(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
24		40	24	16	40.0
25		22	16	6	27.3
26		24	15	9	37.5
27		33	24	9	27.3
28		29	19	10	34.5
28年命令・ 決定内訳	初審支持	18	11	7	38.9
	一部変更	6	4	2	33.3
	全部変更	4	3	1	25.0
	却下	1	1	0	0.0

(注) 1 不服率の算出方法について、平成26年以前は、命令・決定書を交付した事件数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた事件数を分子として算出していたが、平成27年年報より、交付した命令・決定書の本数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を分子として算出することとしたため、本表の数値は平成26年以前の年報とは一致しない。

2 (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

3 (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

3 その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況

イ 初審関係

平成 28 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 12 件（新規申立件数 303 件の 4 %）、終結件数は 12 件（終結件数 327 件の 4 %）となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数 12 件を申立人別にみると、組合申立てが 6 件、個人申立てが 5 件、組合及び個人連名による申立てが 1 件となっている。労組法第 7 条該当号別では、2 号関係事件が 7 件、3 号関係事件が 7 件、1 号関係事件が 4 件、4 号関係事件が 2 件の順となっている（※）。

一方、終結件数は 12 件で、その内訳をみると、全部救済命令 2 件、一部救済命令 2 件、関与和解 4 件、無関与和解 1 件、却下 3 件となっている。

（※）1 件で 2 以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計 12 件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、%）

区 分 \ 年	24	25	26	27	28
新 規 申 立 件 数	(100) 354	(100) 365	(100) 371	(100) 347	(100) 303
うち地方公務員等公務 関 係 事 件	(5) 19	(9) 33	(5) 17	(5) 16	(4) 12
終 結 件 数	(100) 353	(100) 358	(100) 370	(100) 365	(100) 327
うち地方公務員等公務 関 係 事 件	(4) 15	(6) 22	(5) 18	(5) 20	(4) 12

（注）移送事件（2 件）は除いている。

ロ 再審査関係

平成 28 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 1 件（新規申立件数 76 件の 1 %）、終結件数は 6 件（終結件数 86 件の 7 %）となっている（第 10-1 表参照）。

新規申立件数 1 件について、申立人は使用者であり、労組法第 7 条該当号は、2 号及び 3 号であった。

一方、終結件数は 6 件で、その内訳をみると、棄却が 4 件、関与和解が 2 件であった。

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

平成 28 年における合同労組事件の新規申立件数は、215 件（新規申立件数 303 件の 71.0%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は 93 件あり、新規申立件数に占める割合は 30.7%、合同労組事件に占める割合は 43.3%となっている（第 14-1 表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京 77.3%、大阪 80.0%となっている（第 14-2 表参照）。

第14-1 表 合同労組事件の申立状況（初審）

（単位：件、%）

年	新規申立件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
				(a)に対する割合	(b)に対する割合	
24	354	251	(70.9)	101	28.5	40.2
25	365	273	(74.8)	107	29.3	39.2
26	371	276	(74.4)	100	27.0	36.2
27	347	259	(74.6)	108	31.1	41.7
28	303	215	(71.0)	93	30.7	43.3

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

第14-2 表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

（単位：件、%）

年	区分	新規申立件数			合同労組事件					
			うち東京・大阪計			うち東京・大阪計				
			東京	大阪			東京	大阪		
24		354	195	103	92	251 (70.9)	149 (76.4)	77 (74.8)	72 (78.3)	149 (59.4)
25		365	186	118	68	273 (74.8)	149 (80.1)	86 (72.9)	63 (92.6)	149 (54.6)
26		371	209	132	77	276 (74.4)	165 (78.9)	102 (77.3)	63 (81.8)	165 (59.8)
27		347	186	117	69	259 (74.6)	145 (78.0)	89 (76.1)	56 (81.2)	145 (56.0)
28		303	167	97	70	215 (71.0)	131 (78.4)	75 (77.3)	56 (80.0)	131 (60.9)

- (注) 1 ()内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

ロ 再審査関係

平成 28 年における合同労組事件の新規申立件数は、51 件(新規申立件数 76 件の 67.1%)となっている。また、このうち駆込み訴え事件は 10 件あり、新規申立件数に占める割合は 13.2%、合同労組事件に占める割合は 19.6%となっている(第 15 表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位：件、%)

年	新規申立件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆込み訴え事件		
				(a)に対する割合	(b)に対する割合	
24	75	50	(66.7)	14	18.7	28.0
25	94	56	(59.6)	13	13.8	23.2
26	60	31	(51.7)	8	13.3	25.8
27	60	31	(51.7)	6	10.0	19.4
28	76	51	(67.1)	10	13.2	19.6

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に労働組合に加入し、当該組合から問題解決のための団体交渉に係る申立てがあった事件をいう。

(3) 終結事案の特征的傾向累計(初審)

平成 28 年中に終結した初審事件 329 件のうち、初審の終結報告により終結事案の特征的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は 21 件、② 事業再編に関連する事件は 11 件、③ 個人委託・請負に関連する事件は 2 件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は 25 件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は 7 件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は 2 件であった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況

イ 初審関係

平成 28 年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に関係した事件には、以下のようなものがある。

① 市バスの乗務員である非常勤職員(嘱託員)が、①講習を受けて免許停止期間が 1 日に短縮された場合は、非常勤運転手の解雇の対象となる免許停止に含めない旨の協定を C 労組と締結しながら組合とは締結しなかったこと、② C 労組と組合の間で、組合活動を理由とする勤務変更の取扱いに差を設けたこと、③ ①及び②を議題とした団体交渉に誠実に応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件(高槻市事件(2・3号))〔第 2 節 1 No. 3〕

② 法人が、法人の運営する専門学校で非常勤講師をしていた組合員 A を雇止めにしたこと、組合員が専門学校の正門前でビラ配りを行っていた際に、法人の職員が組合員の前に立ったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件(文

際学園事件（1・3号）〔No. 6〕

- ③ アルバイト従業員として自動車用フロアマットの製造業務に従事していた組合員Aの雇用（解雇、未払賃金、社会保険未加入）問題等を議題とする団体交渉に応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（東住工業事件（2号））〔No. 27〕
- ④ 1年間の有期労働契約で法人に採用された中等学校の外国人教員（非常勤職員）の無期雇用化当を求める組合との団体交渉に際し、英語での団体交渉や通訳者の手配に応じなかったこと、日本語によるものでない限り新たな団体交渉に応じないとしたことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（東京学芸大学事件（2号））〔No. 42〕
- ⑤ ①組合員A1に対し、平成24年度講師業務委託基本契約非締結を通知したこと、②法人が組合の文書配布を規制したこと、組合に専用掲示板等を貸与しなかったこと、③組合の書記長A2に対し、平成26年度講師業務委託基本契約非締結を通知したこと及びA2に当該年度の春期講習を担当させなかったこと、④上記③に係る組合との団体交渉を拒否したこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（河合塾事件（1・2・3号））〔No. 46〕
- ⑥ （パートタイマーとして）ホテルに勤務し、フロント業務やトイレの特別清掃を行う業務に従事していた組合員が、会社代表取締役に対し、組合に加入していることを告げた途端に解雇を告げられ、解雇されたことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（ホテルI C事件（1号））〔No. 68〕
- ⑦ 有期労働契約者である組合の書記長Aとの労働契約を、労働契約が満了する平成26年10月11日で終了したこと、組合員の労働条件等を議題とする団体交渉を、就業時間内に会社施設内に行うことに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（協同リネンサービス事件（1・2号））〔No. 88〕
- ⑧ 主に60歳以上の高齢者の派遣事業を行う会社が、就業規則を改正し70歳定年制を導入したこと、就業規則の経過措置終了後、70歳に達していたAら2名の組合員（6か月ないし1年の雇用契約を繰り返していた嘱託職員）に対し、業務委託契約又は雇用契約の締結を行わなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（高齢社事件（1号））〔No. 89〕

ロ 再審査関係

平成28年中に命令・決定書が交付された事件40件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件は10件であった。

- ① 会社の工場で派遣社員として就労していた組合員 12 名の雇止めを含む労働問題に関する団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（日本精工事件（2号））〔第2節2 No. 1〕
- ②③ 顧問社会保険労務士が有期労働契約者である組合員Aとの面談において、組合脱退工作などの言動を行ったこと、会社が、当該面談及びAの契約更新に関する団体交渉を誠実に行わなかったこと並びにAとの有期労働契約を更新しなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（アイ介護サービス（1・2・3号））〔No. 10〕
- ④ 6ヶ月間を雇用期間とする短期雇用社員に対し、雇用期間を3ヶ月間として契約更新をしたこと、短期雇用社員10名を雇止めしたこと、雇止めに関する団体交渉において誠実に対応しなかったこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（日本郵便（東京多摩支店）事件（1・2・3号））〔No. 13〕
- ⑤ 期限付きの教授であった組合員2名の雇止めに関する団体交渉において、理事長等を出席させなかったこと及び組合員2名を再雇用しなかった理由等について事実と異なる説明を行ったこと等が不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（鶴岡学園事件（2号））〔No. 16〕
- ⑥ 契約期間満了後も歯科衛生士として勤務していたAの雇用契約等に関する団体交渉に応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（あかつき歯科（2号））〔No. 22〕
- ⑦ 労働委員会のあっせんにおいて、日々雇用の労働者として就労している組合員5名について、今後、就労を依頼しない旨を述べたことが解雇通告に当たり、5名の解雇等に関する団体交渉申入れに対し、回答書によって拒否し、その後も応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（富山通運事件（1・2号））〔No. 26〕
- ⑧⑨ ㊦協会の名古屋駅前営業センター長が、協会と委託契約をしている地域スタッフにより組織する労働組合支部役員に対して、組合弱体化等の3件の発言をしたこと、㊧協会が、団体交渉において同センター長の3件の発言に関して、発言をした事実はないと述べたこと、同センター長の発言を議題とする支部団体交渉に組合中央執行委員の出席を拒否したことが不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件（日本放送協会（名古屋駅前センター）事件（2・3号））〔No. 28〕
- ⑩ パート事務員であった組合員Aの合意退職等を内容とする和解協定の遵守等に関する団体交渉に応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件（ヒロジ調剤薬局（2号））〔No. 29〕

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件）

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成24年	46	11
平成25年	24	9
平成26年	28	6
平成27年	41	7
平成28年	40	10

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表
 (<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>)の命令のポイント、判断の
 要旨から、正社員以外の非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム
 労働者)に関する事件を抽出したもの(高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るもの
 を除く)。